

不燃化特区内における建替えに関して 専門家が相談をお受けします

～対象者が木造建築物所有者以外にも広がりました～

【専門家派遣の対象者】

区が定める「老朽建築物」または「その建築物が存する土地」の所有権を有する個人、その個人の法定相続人、並びに借家人。

ただし、特定整備路線や市街地再開発事業の区域は対象外となります。

【派遣制度の内容】

建替えや権利の移転等に関する相談に対して、専門家を派遣します（無料）

相談無料！

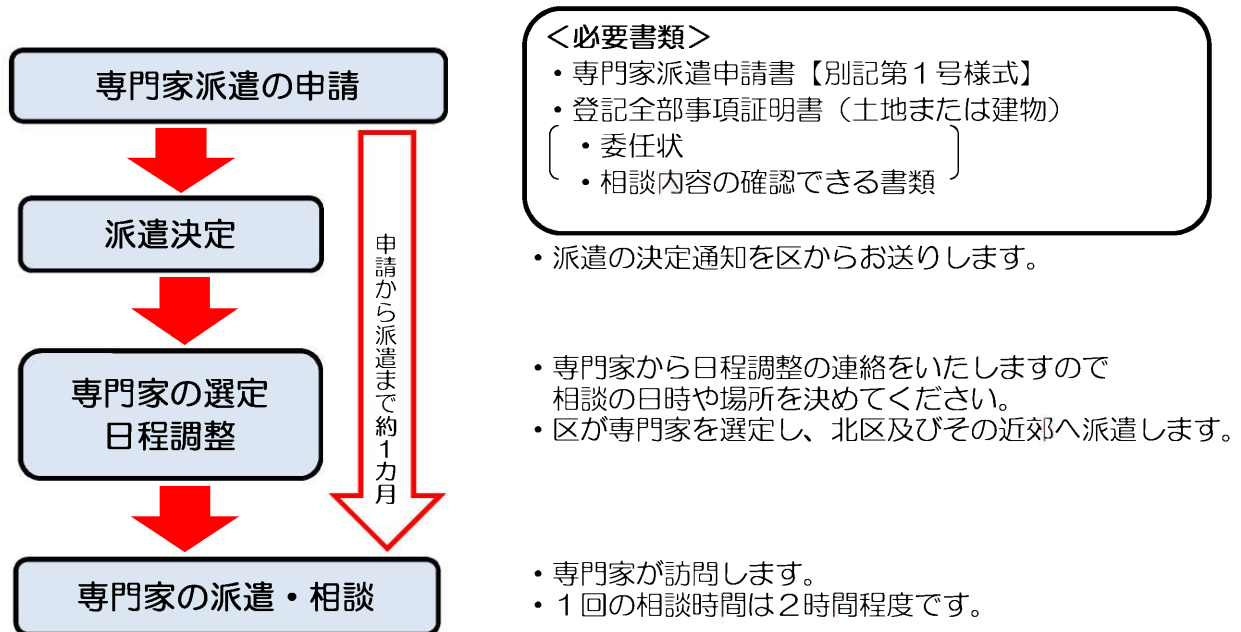
専門家が
お答えします！



【派遣する専門家の例】

弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、
不動産コンサルタント、公認会計士、ファイナンシャルプランナーなど

お申込みから相談までの流れ



※再相談について

- ・ 同一年度内に5回まで相談ができます。
- ・ 相談のつど毎回専門家派遣申請を行ってください。

お問い合わせ先



City of Kita

〒114-8508 北区王子本町1-15-22（北区役所第1庁舎7階）

【志茂・赤羽西について】まちづくり推進課 03-3908-9154

【十条・岸町について】十条まちづくり担当課 03-3908-9162